令和4年度税制改正に関する提言(要約)

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

- ・膨大なコロナ対策費は先進諸国においても財政を悪化させた。しかし、その借金返済について議論がなされていない日本と違って、米国、英国、ドイツ等では償還財源を含めた大枠の返済計画を示し始めている。我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう議論が必要である。
- ・我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。コロナ禍の克服は難題ではあるが、早期に解決の道筋をつけ、我が国本来の「中福祉・中負担」を目指した税財政改革によって持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立に取り組まなければならない。

1. 財政健全化に向けて

- ・2025年度は団塊の世代がすべて75歳の後期高齢者となる節目の年であり、 社会保障給付の急増が見込まれる「2025年問題」と称されている。政府が 歳出・歳入の一体改革に本気で取り組めば、2025年度のPB黒字化は決し て達成できない目標ではないことを強調しておきたい。
 - (1) 感染症拡大が収束段階になった際には、税制だけではなく大胆な規制緩和 を行うなど、スピード感をもって日本経済の本格的な回復に向けた施策を 講じる必要がある。なお、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、 それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
 - (2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
 - (3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な 影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には市場の動 向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

・社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないかぎり、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化は達成できない。

- ・社会保障は「自助」「公助」「共助」が基本である。これを踏まえ公平性を確保 したうえでその役割と範囲を改めて見直す必要がある。
- ・次なる新型感染症が発生した場合に備える意味でも、抜本的な医療制度改革の 議論を開始する必要がある。
- (1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制 改革を行う必要がある。令和4年度は診療報酬の改定年となるが、給付の 急増を抑制するために診療報酬(本体)の配分等を見直すとともに、ジェ ネリックの普及率をさらに高める。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者と そうでない者とにメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など さらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物 給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与 できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、 子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確 保する必要がある。
- (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、 経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

- ・地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削り、 以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行する よう強く求める。
- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

・マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく

必要がある。

5. 今後の税制改革のあり方

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

・政府は「骨太の方針2021」で、先進各国の後塵を拝しているデジタル化や 世界的な潮流に遅れを取っている脱炭素化を柱に掲げ、成長と構造転換を図る 考えを打ち出した。その方向性は理解できるが、もっと具体的な工程を早急に 示すべきである。

1. 新型コロナウイルスへの対応

・中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとっても取り返しのつかない事態に陥る。政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピーディーな給付を行い、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達した ものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新な ど経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化す べきである。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」 を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和4年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。
- (3) 中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する 償却資産に係る固定資産税の特例(生産性向上特別措置法)等を適用するに 当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫っ た申請や認定について弾力的に対処する。

3. 事業承継税制の拡充

- ・我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに 大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなく なれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比 較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。
- (1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設 我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどま っており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に 資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非 上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が 求められる。
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ①猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ②新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、新型コロナの影響により事業承継の時期を延期せざるを得ないケースもあることから、特例承継計画の提出期限(令和5年3月末日)および特例措置の適用期限(令和9年12月末日)を延長すべきである。
- (3) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいこと等を考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

4. 消費税への対応

・消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度 は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収 確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは 単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応する のが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の 効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。 消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (2)システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。
- (3) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、本年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。新型コロナは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらしており、さらなる事務負担を求めれば休廃業を加速することになりかねない。現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

Ⅲ.地方のあり方

- ・今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さや行政組織間の意思疎通不足、 病院間の特性に応じた役割分担がなされていなかったことが浮き彫りとなった。 これを機に、緊急時の医療体制を整備する必要があるが、そのためには国と地 方、さらに自治体間の情報共有が不可欠であり、改めて広域行政の必要性を強 調しておきたい。
- ・地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。
- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。
- (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数(全国 平均ベース)が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要

がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より 納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。ま た、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政 委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興等

- ・政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期することとしている。そのためにはこれまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。
- ・また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離した、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

♥. その他

1. 納税環境の整備

2. 環境問題に対する税制上の対応

欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との 調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われる必要がある。

3. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

- 1. 役員給与の損金算入の拡充
- (1) 役員給与は原則損金算入とすべき
- (2) 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
- 2. 交際費課税の適用期限延長
- 3. 欠損金繰戻還付の特例の適用期限延長

2. 所得税関係

- 1. 所得税のあり方
- (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
- (2) 各種控除制度の見直し 各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。
- (3) 個人住民税の均等割 地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適 正水準とすべきである。
- 2. 少子化対策

3. 相続税 - 贈与税関係

- 1. 現在、政府等において、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の構築に向け、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税することが検討されている。制度を見直すに当たっては、格差拡大を防止することに留意する必要はあるが、税負担が今以上に重くならない仕組みとすべきである。
- 2. 制度が見直されるまでの間、贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
- (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
- (2) 相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

4. 地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し

令和3年度税制改正においては、固定資産税の税額が増加する土地について 前年度の課税標準額に据え置く措置が講じられた。令和4年度においてもコロ ナ禍の影響はまだ残るとみられており、令和3年度改正と同様の措置が必要で ある。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直す べきである。

- (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- (2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。

- (3) 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
- (4) 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- (5) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

2. 事業所税の廃止

事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

3. 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

4. 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとと もに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

- 1. 配当に対する二重課税の見直し
- 2. 電子申告